

消防庁長官の主体的な火災原因調査の対象火災

①「火災予防対策等の企画立案上特に重視すべき火災」

技術革新等により今までにない物質等による火災が発生した場合、現行の法令基準を守っていても、火災が拡大して大きな被害が発生した場合等、火災予防対策等の企画立案上、特に重視すべき火災であると消防庁長官が判断した場合

②「社会的影響が極めて大きい火災」

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物及び危険物施設の火災で死者が5人以上発生した場合等で社会的影響が極めて大きい火災であると消防庁長官が判断した場合

5人以上の死者が発生した火災の発生状況

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
5人	1		4	2(6)		1			1	3	1.2(1.6)
6人	2	2	1						1	1	0.7(0.7)
7人				0(2)				1	1		0.2(0.4)
8人			1	0(5)							0.1(0.6)
9人	1			0(1)				1			0.2(0.3)
10人				0(1)							0(0.1)
11人以上				0(13)						2	0.2(1.5)
合 計	4	2	6	2(28)	0	1	0	2	3	6	2.6(5.2)

※()内の値は、阪神・淡路大震災による火災に係るものと含めた数である。
(消防白書による)

③「通常の火災原因調査では原因究明が困難な特殊な火災（燃焼の性状が特殊であるもの等）」

新素材、特殊なプラント又は装置の火災であって、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難なものであると消防庁長官が判断した場合

④「消防長等から消防庁長官の火災原因調査を要請するいとまがない大規模火災等」

消防長等から消防庁長官の火災原因調査を要請するいとまがないような大規模・同時多発火災等で消防庁長官が必要であると判断した場合

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十四年四月四日
衆議院総務委員会

政府は、防火安全対策の徹底のため、次の事項について所要の措置を講ずるべきである。

一 防火対象物の避難経路における多量の物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があつて、消防法第五条等の要件を満たす場合において、警告を発した後、履行期限内に違反是正がなされないとときは、速やかに措置命令を発動すべき旨を地方公共団体に対してマニュアル、通知等で周知すること。

二 違反是正等の予防事務を担当する職員の対応能力を強化するため研修制度を充実する等、職員の資質向上に努めること。

三 雑居ビルその他管理権原が分かれている防火対象物の増加に鑑み、消防機関は、これらの防火対象物全体の自主的な防火管理体制が充実されるよう指導に努めるものとし、このための組織や体制の整備を徹底すること。

四 多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災、燃焼の性状が特殊である火災であつて、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第三十五条の三の二による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。

五 今後、地方公共団体から求めがないときであつても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう制度や体制の整備に努めること。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成十四年四月十八日
参議院総務委員会）

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、防火対象物の避難経路における避難に支障となる物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があり、消防法第五条等の要件を満たす場合において、警報を発した後、履行期限内に違反是正がなされないときは、速やかに措置命令を発動すべき旨を地方公共団体に対し、マニュアル、通知等で周知すること。

二、消防法令違反の是正等の予防事務を担当する職員の対応能力の強化を図るため、研修制度の充実等により、職員の資質向上に努めるとともに、専門的職員の育成及び研修要員を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

三、防火対象物の定期点検報告制度の導入に当たつては、管理権原者による確実かつ円滑な点検の実施に向け、消防機関が、その周知徹底に努めることができるよう、必要な措置を講ずること。

四、雑居ビル等管理権原が分かれている防火対象物の増加にかんがみ、管理権原者により共同して防火管理を行なうなど、防火対象物全体の自主的な防火管理の充実のため、消防機関において十分な指導を行うことができるよう、組織や体制の整備を推進すること。

五、多数の死者が発生するなど悲惨な事態を招いた火災、燃焼の性状が特殊な火災であり、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第三十五条の二による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。

六、今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう、制度や体制の整備に努めること。また、これらの火災を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

右決議する。